

技術的基準審査表（駐車場法施行令）

（平面駐車場）

		事 項	審査結果	概要
				() 国土交通大臣が道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めた場合はこの限りではない
第7条	出入口の設置場所	交差点部分から5 m以上 ()		
		横断歩道の手前の側端から5 m以上		
		安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後10 m以上 ()		
		軌道車の停留所及びバス停から10 m以上 ()		
		踏切の前後10 m以上		
		その他公安委員会の指定した部分以外		
		横断歩道橋の昇降口から5 m以上		
		小学校等の児童施設から20 m以上		
		橋・幅員が6 m未満・縦断10%を超える道路ではないこと ()		
		前面道路が2つ以上ある場合は自動車交通に支障の無い道路に設けること		
		駐車マス6,000㎡以上の場合、出口・入り口を分離。それらの間隔は道路に沿って10 m以上		
出入口において回転を容易にするために必要があるときは、すみ切りをしなければならない。切取線と自動車の車路とのなす角度及び切取線と道路のなす角度が等しくなることを標準とし、長さは、1.5 m以上				
出入口付近の構造は2 m後退し車路の中心線上、高さ1.4 m以上にて道路の中心線に直角に向かい、左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、歩行者の確認ができるようになること				
第8条	車路	自動車車路は5.5 m以上(自動二輪専用車路は3.5 m以上)		
		一方通行の車路の幅員は3.5 m以上(自動二輪専用車路は2.25 m以上)		
第17条	明示	供用時間及び駐車料金の額を利用者の見やすい場所に明示しなければならない		